

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社  
代表者名 取締役社長 英 裕治  
(コード番号 6803 東証第 1 部)  
問合せ先 I R グループマネジャー  
水石 和夫  
(TEL 042-356-9178)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 20 年 4 月 1 日をもって、一斉取得により A 種優先株式を終了させ、引換えに当社普通株式を交付したことに伴い、A 種優先株式に関連する規定を削除するとともに、条文の整備をするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)

以 上

## &lt; 定款変更の内容 &gt;

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億8千万株</u> <u>とし、このうち4億株は普通株式、8千万株は</u> <u>A種優先株式とする。</u>	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億株</u> とす る。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>普通株式およびA</u> <u>種優先株式それぞれにつき1,000株とする。</u>	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。
<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p>	(削除)
<u>第12条の2～10</u> （条文記載省略）	(削除)
<u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条および第17条の規定は、種類株主総会</u> <u>についてこれを準用する。</u>	(削除)

(注) 上記変更案は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行う場合があります。